告示

埼玉県告示第八百四十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成三十年七月三十一日

埼玉県知事　上　田　清　司

一　指定施術機関

氏名	変更事項	変更前	変更後
煙山　郁美	氏名	岡　郁美	煙山　郁美
平野　雄太	施術所名称	東大沢ゆめみ野整骨院	整骨の光明ゆめみ野院
村越　健一	施術所 名称	株式会社　仙波企画	訪問医療マッサージ KEiROW久喜ステーション
	施術所 住所	千葉県流山市鰭ヶ崎二一〇〇―三	久喜市久喜中央二―四―二八　コバヤシ第二ビル一〇二
大嶋　正美	施術所 名称	訪問医療マッサージ KEiROW　川越ステーション	リーフマッサージ治療院　川越店
	施術所 住所	川越市霞ヶ関北二―六―一　一F	川越市新富町一―九―六　二〇二